

農林-資料 4

令和 2 年第 1 回岐阜県議会定例会

条例その他議案  
説明資料

農林委員会

# 目 次

議第 4 6 号関係	.....	農林 1
議第 4 7 号関係	.....	農林 2
議第 4 8 号関係	.....	農林 3
議第 4 9 号関係	.....	農林 5
議第 6 2 号関係	.....	農林 6

## 岐阜県卸売市場条例を廃止する条例について

農政部農産物流通課

### 1 主旨

卸売市場法の一部改正（令和2年6月21日施行）に伴い、同法の委任を受けて条例で定める事項がなくなるため、岐阜県卸売市場条例を廃止する。

### 2 概要

#### (1) 岐阜県卸売市場条例の廃止について

##### ア 岐阜県卸売市場条例の概要

岐阜県卸売市場条例（以下「条例」という。）は、卸売市場法の委任規定に基づき、地方卸売市場の許可に関する手続等に必要な事項を定めている。

○制定時期：昭和46年12月（最終改正：平成18年3月）

○条例の主な内容

- ・地方卸売市場の開設等の許可申請手続、卸売業務の許可申請手続等
- ・類似市場（規模要件未満の市場）の開設の届出、卸売業務の届出等
- ・岐阜県卸売市場審議会の設置等

##### イ 廃止の理由

卸売市場法の一部改正により、地方卸売市場の許可制度に代わり認定制度が創設され、許可制度をはじめ地方卸売市場に関する事務等に係る条例への委任規定が削除されるとともに、地方卸売市場に関する必要な事項は法に規定されることとなった。

このため、条例で定める事項がなくなることから条例を廃止する。

#### (2) 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について（附則第2項）

条例の廃止に伴い、「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の別表（適用除外とする手続の一覧）から、条例に関する項（許可証の交付・再交付）を削除する。

### 3 施行日

令和2年6月21日

## 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

農政部家畜伝染病対策課

### 1 条例改正の趣旨

家畜伝染病予防法の一部改正により、「豚コレラ」の名称が「豚熱（ぶたねつ）」に変更されたことから、規定の整理を行うもの

### 2 条例改正の概要

「豚コレラ」は、豚の発熱が主な症状であり人に感染することはないが、人に下痢などを引き起こすコレラを誤って連想させることから、家畜伝染病予防法において「豚熱」に名称変更が行われた。

※「CSF」は正式な病名（Classical swine fever）の略称

岐阜県農林関係手数料徴収条例においても「豚コレラ予防注射」という文言があるため、これを「豚熱予防注射」に改正するものである。

### 3 施行日

公布の日

## 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

農政部農地整備課

- 1 ため池改修工事について、豪雨対策として行うものの分担金の額を定めるとともに、耐震対策として行うものの分担金の額の引下げを行う。

## ○条例改正の背景

- ・近年、集中豪雨災害による被害が頻発しており、豪雨対策工事の加速化を図る必要がある。
- ・巨大地震発生リスクが高まる中、ため池等の耐震化工事を早急に行うことが求められていることから、土地改良法が一部改正（H29.5.26公布、H29.9.25施行）され、従来必要であった農業者の同意を求めずに都道府県が事業を実施できることとされた。
- ・また、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（H31.4.26公布、R1.7.1施行）により、県のため池管理に係る取組が強化・明確化されたことを踏まえ、ため池の防災体制を着実に進めていく必要がある。

## ○条例改正の概要

&lt;事業費負担割合&gt;

（％）

区 分	改正内容					
	国	県		地元		
		改正前	改正後	改正前	改正後	
大規模	55	25	25	20	20	
特別耐震対策（堤高 15m 以上）	55	40	40	5	5	
特別耐震対策（堤高 15m 未満）	55	35	35	10	10	
耐震対策（堤高 15m 以上）	55	35 → 40		10 → 5		豪雨対策追加
耐震対策（堤高 15m 未満）	55	30 → 35		15 → 10		豪雨対策追加
小規模	50	25	25	25	25	
特別耐震対策（堤高 15m 以上）	50	45	45	5	5	
特別耐震対策（堤高 15m 未満）	50	40	40	10	10	
耐震対策（堤高 15m 以上）	50	40	40	10	10	豪雨対策追加
耐震対策（堤高 15m 未満）	50	35	35	15	15	豪雨対策追加
中山間地域等	55	30	30	15	15	
特別耐震対策（堤高 15m 以上）	55	40	40	5	5	
特別耐震対策（堤高 15m 未満）	55	35	35	10	10	
耐震対策（堤高 15m 以上）	55	35 → 40		10 → 5		豪雨対策追加
耐震対策（堤高 15m 未満）	55	30 → 35		15 → 10		豪雨対策追加

**2 国営土地改良事業に係る地元負担金の額の特例として、土地改良施設突発事故復旧事業として行うものに係る地元負担金の額を県が負担する事業費の10分の1とする。**

**○条例改正の概要**

- ・国が造成した土地改良施設で突発事故が発生した場合に国の直轄事業で復旧工事を実施する「土地改良施設突発事故復旧事業（※）として行う国営土地改良事業」について、国の指針どおりの負担割合で地元負担金を徴収するもの。
- ・通常の負担金の額は、県が負担する事業費の100分の50であるが、その特例として制定附則に規定（現時点では該当事業なし）。

**※ 土地改良施設突発事故復旧事業（国営土地改良事業として行うもの）**

- ・対象施設：西濃用水、長良川用水、付知川用水及び濃尾用水地区において国が整備した土地改良施設（頭首工、幹線水路、揚水機場、排水機場等）。
- ・実施要件：次に掲げる全ての要件を満たすこと。
  - (1) 末端支配面積がおおむね100ha以上のものであること。
  - (2) 次のいずれかに該当するものであること。
    - a 復旧に要する事業費が1箇所あたり2,000万円以上となるもの
    - b 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの
  - (3) 適切に保全管理されている施設であること。

**○改正後の事業費負担割合**

国	県が負担する事業費		
	県	地元	
		市町	土地改良区等
66.6% (20/30)	30.0% (9/30) [9/10]	3.4% (1/30) [1/10]	

※（ ）は事業費に対する負担割合

※ [ ] 県が負担する事業費（国負担を除く額）に対する負担割合

**○関係する議案**

国の行う土地改良事業に対する市町の負担金について

**3 条例の施行の日**

公布の日

## ぎふ木遊館条例について

林政部恵みの森づくり推進課

**1 趣旨**

木と共生する文化を次世代につないでいくために策定した「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、幅広い年齢層の方が森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる総合的な木育の拠点として、「ぎふ木遊館」を設置する。

**2 内容**

(1) 木育に関する体験及び交流の場を提供するため、岐阜市にぎふ木遊館(以下「木遊館」という。)を設置する。

(2) 木遊館の入館料及び駐車場の使用料は、次のとおりとする。

区 分		金 額
入館料	個人	1人につき300円(1年を通じて利用する場合(平日の利用に限る。))は、1,000円)
	団体(20人以上に限る。)	1人につき200円
駐車場の使用料		1台につき、使用時間が3時間以内の場合にあっては100円、使用時間が3時間を超える場合にあっては100円に3時間を超える30分(30分未満の使用時間があるときは、その使用時間は30分とする。)ごとに100円を加えた額

※ 高校生以下の者の入館料は、無料とする。

※ 20分以内の駐車に係る使用料は、無料とする。

(3) その他木遊館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

**3 施行日**

公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

(令和2年4月28日施行予定)

## 国の行う土地改良事業に対する市町の負担金について

農政部農地整備課

土地改良施設突発事故復旧事業として行う国営土地改良事業に対する関係市町の負担金を事業費の30分の1以内とする。

### ○ 議案の主旨

- ・国が造成した土地改良施設で突発事故が発生した場合に国の直轄事業で復旧工事を実施する「土地改良施設突発事故復旧事業（※）」として行う国営土地改良事業」について、国の指針どおりの負担割合で関係市町から負担金を徴収するもの。
- ・県は、国営土地改良事業によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、県が負担する負担金の一部を負担させることができ、市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、県の議会の議決を経て定めるものとされている。
- ・当該事業に係る関係市町の負担率を定める。

#### ※ 土地改良施設突発事故復旧事業（国営土地改良事業として行うもの）

- ・対象施設：西濃用水、長良川用水、付知川用水及び濃尾用水地区において国が整備した土地改良施設（頭首工、幹線水路、揚水機場、排水機場等）。
- ・実施要件：次に掲げる全ての要件を満たすこと。
  - (1) 末端支配面積がおおむね100ha以上のものであること。
  - (2) 次のいずれかに該当するものであること。
    - a 復旧に要する事業費が1箇所あたり2,000万円以上となるもの
    - b 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの
  - (3) 適切に保全管理されている施設であること。

### ○事業費負担割合

国	県が負担する事業費		
	県	地元	
		市町	土地改良区等
66.6%	30.0%	3.4%	
(20/30)	(9/30)	<b>(1/30)</b>	
	[9/10]	[1/10]	

※ ( ) は事業費に対する負担割合

※ [ ] 県が負担する事業費（国負担を除く額）に対する負担割合

### ○関連する議案

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例